

## 「公募型プロポーザル方式」の執行について

「大阪・関西ラグジュアリー&ウェルネス」広域周遊コンテンツ造成業務に係る公募型プロポーザル方式を次のとおり執行する。

### 1. 業務名

「大阪・関西ラグジュアリー&ウェルネス」広域周遊コンテンツ造成業務

### 2. 業務の目的

大阪観光局の推進する「大阪・関西ラグジュアリー&ウェルネス」のターゲットである海外の富裕層市場は、一般的な FIT 顧客と比べ価格よりも「特別感」や「上質さ」、「奥深さ」といった要素を重視して価値のある【体験】を求めており、また自分の求めるテーマであれば遠方のコンテンツであっても訪問する傾向がある。

一方、大阪を中心とした関西は長い歴史に磨かれた文化から多くの上質なウェルネス・コンテンツを有しているが、主として日本人向けであることや体験商品としての整理が充分でないことから、海外富裕層に浸透しているとは言えない。

本業務は、以上の状況を踏まえて、関西広域の上質なウェルネス・コンテンツを海外富裕層にとって魅力ある体験商品として造成し、テーマにより整理してインターネットで公開するとともに、メニュー集を制作し配布することで、海外富裕層への認知向上や具体的な訪問に繋げるだけでなく、ストーリー性のある広域周遊を促進し経済効果を発揮させることを目的とする。

### 3. 業務の内容

本業務は、大阪観光局企画提案審査会(以下「審査会」という。)において、最優秀提案に選定された提案内容を基に、「大阪・関西ラグジュアリー&ウェルネス」広域周遊コンテンツ造成業務(別紙「大阪・関西ラグジュアリー&ウェルネス」広域周遊コンテンツ造成業務委託仕様書(以下「仕様書」という。))のとおり)を行うものとする。

### 4. 委託限度額

金 1,180 万円(消費税及び地方消費税を含む)

### 5. 参加資格

本公募への参加については、以下に掲げる条件を全て満たす者とする。

#### 【個人・法人等共通】

- (1) 国税及び地方税において未納がないこと。
- (2) 大阪府物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱による指名停止間中でないこと。

- (3) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (4) 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)の統制下にないこと。
- (6) 業務についての守秘義務を遵守できること。
- (7) 業務の管理及び統括を行う「業務責任者」を配置できること。なお、グループ在籍者及び派遣社員は、直接的な雇用関係とはみなさない。
- (8) その他大阪観光局との協議に柔軟、真摯に対応できること。

**【法人等のみ】**

- (9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (10) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

**6. 業務実績**

本公募に参加しようとする者が、過去3年間に当該中国市場等から富裕層を誘客した実績を有する者であること。

**7. プロポーザル実施スケジュール**

- (1) 募集要項配布期間  
平成 30 年 12 月 11 日(火)から平成 30 年 12 月 18 日(火)正午まで
- (2) 質疑応答受付期限  
平成 30 年 12 月 11 日(火)から平成 30 年 12 月 18 日(火)正午まで
- (3) 質疑書の回答予定日  
平成 30 年 12 月 19 日(水)
- (4) 提案書の提出期限  
平成 30 年 12 月 20 日(木)正午まで
- (5) 結果通知書発送  
平成 30 年 12 月 25 日(火)
- (6) 成果物納品期限  
平成 31 年 2 月 15 日(金)

**8. 提案書の提出等**

本公募に参加する場合は、提案書一式を下記期限までに郵送、または持参にて提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア. 提案書(様式 1)
- イ. 提案概要書
- ウ. 企画提案書(任意様式) ※企画提案書は原則として A4 版とする
- エ. 類似事業の実務実績申告書(様式 2)
- エ. 見積書 ※内訳書含む。(様式 3)
- オ. 定款(写し)
- カ. 登記事項証明書(写し)
- キ. 財務諸表(過去 1 年分)
- ク. 代表者の印鑑証明書(写し)
- ケ. 使用印鑑届(原本 任意様式)
- コ. 国税及び地方税の未納のない旨の納税証明書(写し)
- サ. 会社概要(会社名、所在地、代表者、設立年月日、資本金、年間売上、従業員数、免許・資格等保有者数、主な業務内容等)
- シ. 暴力団等の排除に関する誓約書(様式 4)

(2) 提出部数

- 上記アからエまでをひとまとめの提案書とし、10 部(正本 1 部・副本 9 部)  
※副本は、参加事業者を識別させる表現等は削除すること。
- 上記オからシについては、各 1 部提出すること。

(3) 提出期限

- 平成 30 年 12 月 20 日(木)正午まで。郵送の場合は当日午前中必着。

9. 提出先

〒542-0081 大阪市中央区南船場 4-4-21 りそな船場ビル 5 階  
公益財団法人大阪観光局 経営企画室  
ウエルネス担当 林・高橋 宛 TEL:06-6282-5914/FAX:06-6282-5915

10. 質疑等

本事業に関する質疑については、下記の方法により受付し、大阪観光局HP(OSAKAINFO)上で回答する。

(1) 提出方法

- 様式 5 を添付し電子メールによる問い合わせ。※電話による質疑は不可
- 送付先 : [hayashi-m@octb.jp](mailto:hayashi-m@octb.jp) [takahashi-y@octb.jp](mailto:takahashi-y@octb.jp)

(2) 提出期限:平成 30 年 12 月 11 日(火)から平成 30 年 12 月 18 日(火)正午まで

(3) 質問回答

平成 30 年 12 月 19 日(水)

回答方法:大阪観光局HP(OSAKAINFO)上で随時回答。

<http://www.osaka-info.jp/jp/octb/>

11. 評価基準

審査会においては、以下の項目で総合的に評価を行い、1社を最優秀提案として選定する。

- ① 応募事業者及び業務担当者に本業務を遂行するために十分な実績・能力があるか。
- ② 本業務及び関連する事項に対する理解度は十分か。
- ③ 提案された内容は、本業務を遂行し、目的を達成するために適切か。
- ④ オリジナリティ・新規性のある意欲的な提案か。
- ⑤ 実現可能性のある適切な方法を提案しているか。
- ⑥ 大阪府、大阪市及び大阪観光局の実情に沿った提案か。
- ⑦ 業務遂行に適切かつ無理のない体制であるか。
- ⑧ コスト配分は適正であるか。

※単純に低コストであることを理由としてプラス評価とはしない。

12. 委託候補者の選定審査結果通知

結果通知書(様式 6 又は様式 7)を平成 30 年 12 月 25 日(火) までに発送する。

13. 契約、業務遂行に関する留意事項

- (1) 最優秀提案に選ばれた応募事業者は、本事業に係る第一順位の契約交渉権を得るものである。
- (2) 大阪観光局は第一順位の契約交渉権を得た応募事業者と契約交渉を行い、合意に達した場合、提出された参考見積書の範囲内で契約を締結し、当該応募事業者を正式に委託する事業者とする。
- (3) 上記(2)の契約交渉が不調に終わった場合、大阪観光局は、次順位の者を繰り上げのうえ、契約交渉を行い、所定の手続きを進める。
- (4) 契約締結後、受託者に契約違反、失格事項、不正行為等が判明した場合、大阪観光局は契約を解除することができるものとする。この場合は、大阪観光局は次順位の者を繰り上げのうえ、契約交渉を行い、所定の手続きを進めることができる。なお、失格事項は次のとおりとする。
  - ① 提案書の提出期限等、所定の期限に遅れた場合
  - ② 本要項及び仕様書違反、提案書(参考見積額を含む)と異なる対応をした場合
- (5) 本業務に必要な経費(交通費・通信費・資料作成費用など)は、契約金額に含まれる

ものとし、大阪観光局は契約金額以外の費用を負担しない。

- (6) 本業務の一部業務について再委託を行う場合、事前に大阪観光局と協議の上、承諾を得ること。本業務全部の再委託は認めない。
- (7) 受託者は、成果物納品前に大阪観光局職員等関係者が参加する中間報告会を実施すること。この業務報告会での意見交換の内容を踏まえて適宜修正・加筆を加えた成果物の提出を以って納品とする。なお、この修正等に要する費用は受託者の負担とする。

#### 14. 提案、企画提案書作成に関する留意事項

- (1) 提案書の作成等に要する費用は、参加事業者の全額負担とする。
- (2) 本業務に使用する言語は、特に定める場合を除き日本語を基本とする。また、通貨、時間、単位等についても、日本において一般的に使用されているものを標準とする。
- (3) 提案書は返却しない。
- (4) 委託する事業者の特定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 審査に対する異議を申し立てることはできない。